

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から平成26年只見町議会4月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、大塚純一郎君、9番、石橋明日香君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、行政諸報告を行います。

町長から、行政諸報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 平成26年4月会議の行政諸報告を行います。

まず町職員の退職、新規採用及び定期異動についてであります。退職者は下記5名の職員が退職となっております。在職時課名、職名、氏名につきましては記載のとおりであります。

次、新規採用でありますけれども、新規採用につきましては4月1日付で下記の9名の者を採用いたしました。所属課及び職名、氏名は記載のとおりであります。

次に、福島県相互人事交流職員についてであります。福島県より記載の者を受け入れ、そして町のほうから県のほうへ記載の者を派遣をいたしております。また、社会福祉協議会より派遣職員を、下記の記名の者を受け入れておりますので、ご確認願いたいと思います。

定期異動につきましては、4月1日付けの定期異動は組織機構改革の課名等の変更により78名の大幅なものとなり、うち昇格は11名となっております。

次に、平成26年度只見町山村教育留学生についてであります。第13期山村教育留学生として今年度15名を受け入れました。これにより山村教育留学生の総人数は36名となっております。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第47号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第47号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

只見町集会施設設置条例の一部を次のように改正するものです。別表中、八木沢多目的研修集会施設を八木沢集会施設に、蒲生字上の台387番地の1を蒲生字八木沢4番地に改めるものでございます。

この条例の改正につきましては、建て替えに伴う設置場所の変更でございます。改正文の中で別表中とありますものは28集会施設を指しております。このチョンチョンは、只見町大字というふうになっております。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第47号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議いたします。

当局は退席をお願いいたします。

〔当局 退席〕

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ここで、常任委員会委員の選任の前に、議席の変更をしたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「動議いたしたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 動議ですか。

発言を許可します。

○2番（藤田 力君） それでは、2番議員ですが、正副議長の在任期間について、動議を提

出したいと思います。

動議の理由を申し上げます。正副議長の在任期間については、23年6月、当時の全協等で様々、議論されましたが、最終結論が一致せず、再度検討を行う意見集約で終わっています。その後、大きな災害等もありましたが、話し合いは行われぬまま、今日にいたっております。今の新人議員の方々を含めた、現在のメンバーで協議、検討すべきというふうに考え、動議を提出いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

議長・副議長の任期を再検討すると、そういった趣旨ですね。

○2番（藤田 力君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） この動議に賛成の方、いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、議長から申し上げますけれども、まあ、動議は1名以上の賛成があれば成立するということになります。しかしながら、動議につきましては、いわゆる取り上げるべき動議と、取り上げてはならない動議がございます。これはまあ、ご承知のとおりだと思います。それで、この件につきましては、若干、検討してみたいと思いますので、暫時、休議いたしまして、議運で検討して

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○11番（鈴木 征君） 今の議長申し上げられましたけれども、まさに議長の任期に係る件については法で決まっているんです。それを取り上げるということの動議でありますけれども、これは地方自治法の103条で、議長の任期は議員の任期となっておりますけれども、まさにそうなっているのを、4年を2年にしてきたから、申し合わせ事項を取っ払うとか、2年にするとかということの協議は、いくら動議であっても、これは議長は認めないと思いますよ。でありますので、そうした部分を触れたのを議事録に残さないでの議論はよくすべきであろうというふうに思います。したがって、この違法な協議はいくらやっても同じなんですけれども、去る23年の6月22、あるいは24日、27日の全協、あるいは特別委員会でこのことを、申し合わせ事項については議論をしまりました。その議論は、あなたが委員長の中で取り上げてきたんですよ。そうして、結果として、まあ、取り払ったということでありますけれども、私はこの経験があるんですよ。でありますので、私は、法4年と

あるのを2年だ、3年だというようなことは、いくらやっても、それは条例に残す、あるいは基本条例に残すということでありましたので、私は申し上げたとおり、申し合わせ事項は申し合わせ事項で、なあなあ、あるいは、まあ、なんと申しますか、言葉にはちょっと出ませんけれども、ずっとやってきました。しかし、この件については、議論をしないで、議論をしないで、肝心なところは除くということではありますが、今申し上げたように、今までやってきたのは何だったのかと。これはあの、違法の部分がたくさんあるんですよ。それは、委員長であるあなたがそれを制止しない。そして、私なら私が質問するのに対して、議長と申し上げる前に、もう、横山局長がただただ一方的に答えてきました。つまり、局長の志望であれをできたのかなというふうに思いますけれども、あれはあれで記録に残っているんですよ。しかし、それは記録に残していいのかということになれば、違法のやつを記録に残しておいたというのは甚だ、私どもの議会としても、あれを残すというのは、非常に私はいかがなものかなと。そこで、今まで議論した中で、不適切な発言、法に触れた発言を、逆むくりするような発言を、我々認めてきたわけですが、このことが記録に残っておるんですよ。局長は新しい局長になったけれども、この23年の6月22・24日、27日の議論内容を見てどう思われましたか。あれは記録に残しておいていいのか。あるいは部分部分削除しなければならないのではなかろうかなと。会議を開くをいうのは会議録ができるんですよ。会議録できるんだけど、こうした法に触れる内容については削除する。削除して審議を進めると。あるいはそれはだめだということになれば、秘密会ということで、この動議はどうしても全員で話し合いすべきだと。この話し合いを取っ払うことになるのであれば、私は前回の全協、あるいは本会に提出するときの内容等については、私は無効だと思うんですよ。局長の所見、見解をお伺いします。

局長に聞いてんだ。

○議長（齋藤邦夫君） 局長。

○議会事務局長（山内啓資君） 平成23年の6月で協議された中身ではありますが、あれについては、申し合わせ事項の中身の協議でありまして、ただ、法に触れる・触れないということと言われてましたけれども、話の中では2年を4年にするとか、ということは、記録に残していいものであるというふうに私は思います。であの、今回の話し合いについては、もうその時に決定したものでありますので、記録に残すということであれば、ある程度、違法的なことではなかろうかなというふうに考えますが、まあ、みんなで協議をしていく場というこ

とで、記録に残さないということであれば、それはあの、議会の議員総意であれば、その辺は話し合いの中でということであれば認められるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、いいですか。

○6番（鈴木 征君） まあ、法的、法に触れるような内容については記録に残さないようなことで、審議はやってもおかしくないという見解ですな。

○議会事務局長（山内啓資君） はい。その話し合いということではありますが、あくまでも記録に残すというようなことであれば、違法的な中身であれば問題であろうと。ただ、話し合いをすることについて、議員総意の上であれば、公式な場で発言をするというようなことをしないというような、総意ということなんですが、議員間の。であれば可能かなというふうに考えます。その辺はあくまでも議員間での話の中ということをお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 議長から申し上げます。

公式の場で、公式の場で、法に反する発言は、これはまずいということですので、それはまあ、6番議員、ご承知のとおりでございます。この件につきましては、全員で話し合いをするにしても、日程を書いて、というのか、時間をとって、やるということですので、先ほど日程を議運で協議していただきましたので、先ほど申し上げましたので、議長権限で休議をいたしまして議運を開かせていただきますのでお願いいたします。

休議します。

〔「その前に」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今の動議の説明であります。まあ、法に触れる話ということで、表に出なかった部分というのは、まあ、わからないでもありませんが、6月27日に開催された本会議で、私あの、議会改革推進特別委員会の副委員長という立場でもありましたので、申し上げますが、議会改革特別委員会中間報告書の中で、こういう記述があります。6月24日に調査し、事項を確認したということで、議会運営委員会に関する基準の申し合わせ事項の中で、地方自治法に沿わない申し合わせがあったと、正副議長の任期に関する事項は加えるべきでないものと確認したということで、これは本会議で委員長が報告をされて、その報告に対して本会議において報告、了承をしております。でありますので、この部分については、今、御二方の内容にはなかったものでございます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君）　じゃあ、休議いたします。

議運を開いてください。

休憩　午前10時20分

再開　午前11時07分

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、開議をいたします。

ここで、議会運営委員長、大塚純一郎君の報告を求めます。

8番、大塚純一郎君、登壇願います。

〔議会運営委員長　大塚純一郎君　登壇〕

○8番（大塚純一郎君）　それでは、ただ今行われました議会運営委員会の調査審議の結果を報告いたします。

この件につきましては、我々、議員として、最低限理解しておかなければならないことですので、これまでの議会改革の経過と審議結果という順序でご報告をいたします。

はじめに経過について申し上げます。議会運営に関する基準と申し合わせ事項、慣例については、去る平成20年3月定例議会で、従来の議会運営の慣例については、議会改革の一環として、法律、条例、規則等、的確に運用するため、全ての慣例を成文化、文章化し、議会運営に関する基準と申し合わせ事項を整備されました。これまでの慣例については、それまで慣例については、成文化されたものはなかったということがございます。平成20年4月から平成24年3月にかけて、通年議会の導入、議会基本条例の制定との整合性を図り、特に議会改革にあたっては、地方自治法に沿わない、法に反する運用は改めるという議会改革の理念に基づきまして、議会運営に関する基準及び申し合わせ事項先例集の整備を行ってまいりました。その中で、正副議長の任期については、地方自治法の趣旨に添わない、法に反する申し合わせであるため、法の定め通り、法というのは地方自治法第103条第2項のとおり、議員任期とすることといたしました。この件につきましては、その時の議会改革推進特別委員会の委員全員の賛同を得て、さらに全員協議会での協議、確認の上、平成23年6月27日の6月会議において、委員会としての報告、そして全員一致の決定をされました。したがって、議会運営に関する基準及び申し合わせ事項先例集から、正副議長の任期を

2年とするの条文が削除されました。

次に提案されました、先ほど提案されました動議の取扱いについてご報告いたします。この動議は、地方自治法で定める議長任期を変更するもので、地方議会で取り上げ、審議できるものではない、法に反する件でありますので、審議できるものではないということになります。したがって、提出されました動議は、本日の日程に加えることはできません。以上、報告をいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、尚あの、事務局のほうから、県議長会のほう確認しておりますので、ちょっと報告させていただきます。

局長。

○議会事務局長（山内啓資君） 県議長会のほうに電話で確認した中身ですが、報告させていただきます。

一つ、正副議長の任期について、法に反する審議はできるのか。それから、二つ目、同上の件について、委員会、全協での審議はどうか。三つ目、同じく同上の件について、動議とした場合は取り上げられるかということについて問い合わせをしました。回答でございますが、自治法上で決まっていることであるので、正式な場、公式な場の中では取り上げることは適さないということの回答でありました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） まあ、以上でございますので、動議につきましては、取り上げるべき動議とされませんので、動議を取り上げることをいたしませんので、ご了解をいただきたいと思います。

なんですか。動議ですか。

○2番（藤田 力君） いえ、動議でないんですが、今の決定について。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○2番（藤田 力君） ちょっと、まいっちはいるんですが、今まで、どんなことがあったのかなというふうに、その当時のことを思い起こしております。で、まあ、たしかにあの、正副議長の任期について、私はやはり、私自身も発言をしております。たしか全員協議会での発言だったというふうに思っております。それは、やはり、私は、この議会が営々と築いてきた先例とか、そういったものを、こういう議会改革の下に、なくしちゃっていいんだらう



かということをお私はその当時、大変な懸念をした覚えがございます。で、私はそのことを申しましたところ、今、議長をされている、当時、議長ではなかったのかなと、委員長だったのかなというふうに思いますが、あなたから、そういうことがあったら、いつでも協議して決めますというお話がございました。で、私はあの、今まで議員やらしてもらっていて、いくつか失敗したことが数多いんですが、私はその言葉に、好意的に理解してしまったということが、今、私は大きな反省として思っております。やはり、そうした委員長の言葉に私は乗せられまして、たしかにこれは全員一致だとか、そういう言葉に、まあ今、議運の委員長がおっしゃったような形で進んできたのかなというふうに私も反省しております。そして、後段、反省しているだけでなく、やはり、そういう経過をもって決めたことだというふうに私自身も今は理解しております。で、後段、事務局長がおっしゃったように、法に反する審議はできるか・できないか。こうしたことを、県の議会事務局とか、そういったところに聞いても仕方ないんでないかなというふうに私は思いながら聞きました。正直言って。ということ、やはり、申し合わせはあくまでも申し合わせだろうと。ですから、先ほどらい、6番議員がおっしゃっているように、いわゆるその、記録できないとか、そういうものじゃないかなというふうに思います。私は、ですから、議会事務局が県に確認したところも、やはり私は、それは、やはり筋が、聞くべきことじゃないんじゃないかなというふうに私は理解します。

それでまあ、最初に戻りますが、やはり、こういう経過を経て、まあ、委員長がおっしゃるように、全部確認したと。で、まあ、中間報告も見ておりますが、最終報告については、その分については触れてないと。まあ、そうした中で、今、先ほどらい、私も申し上げているように、やはり、この際、皆さんで、3名の新しい議員さんもきて大活躍されておるわけですから、12名の皆さんが集まって、このことについては、当然、再選もありきで検討したいということをお是非、議長は配慮していただきたいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） これはあの、私個人の考え方で決められることではございません。それはまあ、よくわかっていただきたいと思います。これは法律、いわゆる国の法律で決めたものであって、それを地方議会で取り上げて決める、あるいはまた、我々の申し合わせでそれを変更するということは、当然それはでき兼ねることではないかなと私は思います。そういうことでございますので、まあ、申し合わせは成文化するという確約の中で、全てのものを

書いて、そして悪いのは削ったり、あるいはまた必要なものは付け加えたりして、現在までに至っているわけでございますので、まあ、そういった解釈の中でやっていただくしか、私の職務権限の中ではできませんので、ひとつご了解をいただきたいと、このように思います。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） まあ今おっしゃいました、地方議会で決められることではない。私もそれは理解してます。それは理解してます。ですが、やはり、これだけ議員の皆さんも、我々、最初に立候補した時は、合計で8名で当選させていただきました。その後、3名の新人がメンバーとして、仲間として入ってこられた。そうした中で、地方自治法でそういうふうになっている。それを、申し合わせを決めてやることはできない。私もそう思いますよ。それは。それはそう思います。でも、30年も只見町議会は、そういう形で申し合わせ的に移ってきた経過、背景、事実、そういったものもあるわけですよ。ですから、そんな、議会で決められないとか、全協でどうだとかっていう話じゃなくて、やはり、それをスムーズに議会を回転させるためには、そういうことが必要だったから、我々の先輩、何人いるか私はわかりませんが、そういう先輩方がこういう申し合わせという、やはり不文律をつくって、今まで私はきたというふうに思っております。ですから、その法でだめだとか、そういう中で、でなくて、全員協議会でも、それをもっと砕いた形でも、私は良いと思うんですが、みんなで腹割って、きちんと喋れることが私は必要だと、それを申し上げているんですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） 今、2番議員言われることもごもっともな部分もございます。しかし、先ほど私、報告させていただきましたが、我々が一番忘れてはならない部分は法律に則って選ばれた議員であるということでございます。法律に則って選ばれた議員が、法を守る、法に反する行為をやる、そういう議論をするということはだめだよと。それを改めていきたいと思いますというのが、今ほど話にもございましたが、過去の只見町の歴史のある議会の中で、今、我々が議会改革という名の下で、一番先にやらなければならないのは、法律を守る、そのように変えていきたいと思います。今まで、悪しき慣例とか、そういう部分があったら、それを変えて、やはり法律というものを、今、藤田委員がおっしゃるのは、ちょっとこう、その辺の認識が、まあ、私とは異なるのかなと思って今聞いておりますが、やはり、今の言い方だと、全員が賛同すれば、60キロの、道路交通法でいえば、道路を100キロでも、200キロでも出せばいいんだと。事故を起こさなければ何でもいいんだという部分と同じだと

私は考えます。やはり、法律で定められて、そしてやってきたこと。この重要性というか、そういうことを守りながらやっていく。それが選ばれた議員が一番先に考えてやっていかなければならないことだと思います。私、冒頭に委員長報告としてさせていただきました。我々議員として、一番再確認をして、そしてやっていくこと、これを私も含めまして12人の議員が一番守らなければならないことだと思いますので、一言、発言しました。

○議長（齋藤邦夫君） 議長から申し上げますけれども、議長から申し上げますが、いいですか。私から申し上げますけれども、議長は、法に反するそういった議題を取り上げることができないと。が一つあります。それから、そういった発言があった場合は取り消していただくことということがありますので、ただ今の動議につきましては、取り消していただくようお願いしたいなど、そのように思います。

動議、取り消していただけますか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） あの今、大塚委員長から反論がございました。で、ですね、私も冷静にものを考えたいんですが、スピード違反とですね、この、今、議論している、この議長の任期を一緒に、一緒に考える。そして、まあ悪しき慣例とか、悪しき慣例だったら、こんなに長続きは私はしないと思うんですよ。悪しきだったら。良い慣例だから私はこんなに長続きすると、してきたというふうに思います。それを、私から言わせれば、たくみに、そういう法ではだめですよ。今、事務局長が電話したように、法ではそういったものは取り上げるのはまかりならん。議長もおっしゃいました。ですが、やはり、その、それと、この実態をうまく使い分けをされて、今回のような決定をされたというふうに私は思いますが、私はやはり、このことについては、今日だけでなく、私は自分の、町会議員をやらせてもらっている考え方の根っことして、やはり、こういう、悪しき慣例なんていうこと自体が、私は大変まあ、先輩議員に対して申し訳ない話じゃないかなというふうに思います。ですから、私は、どう議長が判断されようと、私はそういうことを今後ずっと申し上げていきたいなどというふうに私は思っています。それでも議長は取り上げないということなんでしょうか。最後に伺います。

○議長（齋藤邦夫君） これは私個人が、個人的見解で取り上げない、あるいは取り上げるということはできないんです。これはあの、法に基づいて取り上げてはならないということになっておりますので、その件はひとつご理解いただきたいと。私個人の見解で取り上げる裁

量があれば、これは大変よろしいんですけども、私の裁量で決められることをごさいますので、そこはひとつご理解いただきたいと、そのように思います。

6 番。

○6 番（鈴木 征君） まあ今、議長からも、そして藤田議員からも質問があって、大塚委員長の話もありました。私ども議員は、法、自治法に則り、そして町の条例、規則、内規まで置きながら、1 議席持ってやってまいりました。私はあの、このことの任期については触れませんけれども、違法なことは、取り上げてならないし、公の場で発言もしても、議長はそれを取り上げることはできないと。法に反した議会運営はできないということも、私はよく認識しております。

議長、議長に申し上げますけども、ちゃんと、先ほど、議運の委員長読み上げられましたが、まさにそのとおりなんです。そのとおりなんだ。そのとおりなんだけども、私は23年の6月22、24日、27日、そして最終報告といってますけども、あれは中間報告だ。その中間報告の中に様々な議論がありましたけれども、私は基本条例をつくる時、只見町は県内でも早めにつくるわけですから、私はこの申し合わせ事項についての話については、法に抵触するというのを頭にありましたので、私、申しあげましたよ。議長の任期は議員の任期とあるのを、2年だとか、それを取っ払うとか、というような発言は、あなたが、委員長やったんです。そして、22、24日、27日のあなたは、あなたが全部、委員長をやっておられました。委員長席におりながら、そして前事務局長が、あれだけの文言を申しあげて、新しい議員が入った時は協議するんだというようなことも、それもよくわかりましたけれども、ああいった内容は、委員長は取り上げてはならないんです。それを委員として制止もしないで、あれをつくって、そして20年の3月の議会運営委員会で様々な報告ありましたけれども、私は、これは公の場で審議はできないと、公の場で審議するのであれば秘密会、あるいは先ほど申しあげましたように、記録をとらないという方法もあるだろう。しかし、委員長の話も聞きましたけれども、まさに議員は勉強しなければならないが、そういう認識の中で審議をしなければならないんです。だから私は冒頭申しあげましたように、27日、あるいは24日、22日の会議録の議事録があればいいのかと。それを委員として、あなたは認めてきて、それは前からあるんです。法に抵触するのは公の場ではできないんだ。取り上げてもなんねえんだ。議長は。それは制止しなければならない。藤田議員はあれほど突っ込んできたけども、あの時、何故、制止しなかったのかと。そういうこともあるん

で、いろいろ喋りたいけれども、まあ11時半になったので、私はこれでやめますけれども、是非とも、公の場でなかったらば控室でもいい。やはり、全員で、あの時は何だったのかと。しかし、今、法的に照らせばこうだよという、当時の委員長として、今の議長として説明責任があるんじゃないんですか。説明責任がありますよ。私は、前の議事録を、そして、今、委員長報告されたことで、動議、成立させないということであるならば、私は動議の中で不信任案を出しますよ。しかし、不信任案出しても、半分が賛成しても、法的に拘束力ないんですよ。やめることもないんですよ。4年ということあるんだから。しかし、不信任案を私は出しますよ。ハッキリかけるんじゃないくて、私が言うのは、公の場でできなければ、控室でも、公民館でもいいじゃないですか。動議の趣旨をきちんと理解して、あなたは辞表を提出しないという話は、じき最近に聞きましたけれども、着々とかうしたことを勉強しながら、打ち合わせをしながら、やっておられたこともよくわかる。あなたは、まあ、これはあの、不信任案の内容だから申し上げませんが、是非とも、みんなで、1年生議員を含めて、再認識すべきでなかろうか。法的に触れたこと、たくさんやってきて、ここにきて、それはできないというようなことは、私はだから、削除するか、秘密会でもできないのかと。やるべきだと。それもできないとなれば、前の審議した議事録は、あれは残すべきでないし、裁判やると負けますよ。あの内容は。だから私はあの中で言っていることは4年だと。それを2年だの、取っ払うなんちゅうことでなくて、あくまでも申し合わせは申し合わせだと。そしたら、みんなが、それは取っ払うとか、いうことの賛成ならば、それはやむを得ないだろうと。俺の隣の7番議員は、法を尊重すんだと。大塚議員も、せっかくの基本条例をつくるんだから、やはり、法は守るべきだとおっしゃったことは事実なんだ。真実だし、もったもの話なんですよ。法を違反したことを決めることはできないということ、俺、それしか、あのメンバーの中ではこれしか言ってないんですよ。そしたらあなたは、鈴木議員おっしゃるとおりだと。4年は4年だと。まさにそのとおり。それを、今、2年にしろとかって俺は言ってるんじゃないねえんだよ。そういう内容のことを、我々決めたのを、今の1年生3人含めて、それから特別委員会に出席していなかった者は、あの内容は、見ればな、事務局長が新しくきたときは協議すんだと。あなたは変わることがあれば協議すんだと。それを守らなければなんねえよと。そして、4年と決めておいて辞めねえときは、1番議員おっしゃっているんですよ。あの中。不信任案出して、1年でも3年でも辞めてもらうほかあんめえと。不信任案の話、ちゃんと書いてある。まさに事務局長やっただけ、法的について、議会運営につい

ては知っておられます。私は長年の経験の中で今申し上げましたけれども、本当に局長が言うとおりになんだよ。局長が県さ聞いたりした。私も県に聞いたんですよ。前に。これはね、1年生の時だ、そういう問題があったから。しかし、法に抵触するあなは議題にできねえと。仮に出してあれすれば、議長は制止するというようなことちゃんと謳っているが、こんだの、大塚議員おっしゃったことはまさにそのとおりで、会議で法に触れる議題を取り上げることはできないと。不法発言は発言者に発言取り消しを求めなければならないと。これ、議長の。全員協議会や委員会でも同様なんですよ。法はそうなっているんですよ。だから法を上回る議論はすべきでない。町職員は定年60、国も60。それを町は58歳ということできないから、条例に設けられないから、役場職員は58で数えやったのか、肩たたきしてきたんだ。あなたはそれが一番作った原因の一人なんです。そういうことを長々申し上げましたが、ひとつ、全員で理解できる場を、暫時、休議してやるか。あるいは控室でやるか。公の場となれば下っての公民館でも、どこでもよかべが、そういう場を与えてくださいよ。議長権限なんだよ。これは。ただし、ただし、法に抵触する分については、それはだめだよ。しかし、あの時の、24日の話し合いの内容はこうだったと。あなたは委員長やっていたからわかる。だから、俺、こうしたことを報告することに対しては疑義があるので、委員会で決めたけども、少数意見の両方を、今の副議長にお願いしました。だめだった。それは、一つは議員定数の見直しということの提案があってやったけども、私は議員提案、定数問題については、アンケートとるか、参考人呼んでやるかというような話すつとも、いや、現状維持、現状維持で、1分か3分で終わって、2回質問しました。あとはこの申し合わせ事項しか言っておりません。基本条例のことは研修にも行かないで何も、さじきつんぼでわからなかったものだから、定数問題は質問しました。そして、この申し合わせ事項については、2年だの、取っ払うなんていう発言はおかしいと。4年だからと。まさにそのとおりだよということを俺の隣の人言ってやった。あとは4年と決めておいて、4年目の3年の折り返しの時は、議長は今までの経験から、そして今回で4年おやりになっているんだから、その辺の考えもあるでしょうけれども、私はそれ以上先は申しませんが、とにかく申し上げたいことは、協議の場を設けるべきであろうと思うので、議長に申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 先ほど、議運を開きまして、検討していただいたわけでありませけれども、いわゆる、今ほど6番議員がおっしゃったように、なんていいますか、法に触れる問題については議題とすべきでないし、動議も取り上げるべきでない、最初に私も申し上げ

ました。動議として取り上げるべきことと、取り上げてはならないことがあるということ申し上げましたが、それは取り上げてはならないのかなということをお私から言うよりも、経過のこの含めて皆さんにわかっていただくために議運を開いていただいて、先ほどの議運の委員長の報告になったわけでございます。したがって、申し合わせ事項、いろいろ、例えば、不備なところが仮にあるとするならば、これからしっかりと確かめて、そして皆さんと一緒に協議をしていくといいでしょうか、勉強していくという、そういったことは当然必要であろうと、そのように思いますけれども、本日の日程の中にはございませんので、議事日程通り粛々と進めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

〔「設けねえということか」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） いや、それは今、後日…

〔「後日か」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、不信任案、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○6番（鈴木 征君） 正副議長の在任期間について、動議を、理由を申し上げます。

正副議長の任期期間については、23年6月、当時の全協などで、今申し上げましたように様々な議論が一致せず、再検討を行う意見の集約が終わったわけでありまして。だからこそ、今日、この会議を設けられないかと。それはだめだということで、本当に私は、動議、不信任案の動議申し上げるのは不本意でありますけれども、その後、災害等もありません。話し合いを行われないまま今に至っております。今の新人議員を含めて、現在のメンバーで協議すべきと私は考えておりましたけれども、協議できないということでありまして、申し上げますが、不信任案の理由としては、あなたは豊かな行政経験を基に、議長の立場を活かし、ことごとく町政を混乱させた行動をしてきました。その結果、進まない町政、意欲を失う役場、魅力をなくした議会、町民から離れていく町政を生み出した。こうしたあなたの責任は退任されるべきと私は考えます。

三つほど申し上げますけれども、この、去年の、一昨年災害前の6月22と4日、7日の、この3回の、あなたは委員長をやりながら、ちゃんと法に抵触することを議題に上げながら、委員としてそれを審議させて今日に至ったわけでありまして。通年議会といいながら、町当局の会議開催に定めてある議長と、それと議員の発言指導する議長、議長の議員の各議

員に対して、全員ではありませんが、議員に発言の誘導する議長であったことは、私は目に余るものがありました。議長車の購入に知らなかったという感覚でおられる議長に対しては、私は一日も早く、今にも退席してもらいたいという動議を申し上げます。まったく言いにくいことなんです。同志として。しかし、皆さんが聞きたい、お話して、皆さんは再選を考えておりましたよ。にも拘わらず、そういったことで、杓子定規というよりも、法に照らし、議会運営は、法にも盲点はありますけれども、この件については盲点ないんですよ。私はこれ、今申し上げました、非常に心苦しい内容でありますけれども、不信任案の動議をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、不信任案出ましたけれども、この不信任案に賛成の方ございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 1名以上の賛成がございますので、この不信任案は成立いたしました。

○6番（鈴木 征君） あなたの下では審議できません。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、暫時、準備のために休議をいたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時13分

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

〔議長 退場〕

○議会事務局長（山内啓資君） 議長が除斥となっておりますので、副議長が議長席について会議を開いていただきたいと思えます。

○1番（酒井右一君） 議長が欠けておりますので、除斥となっておりますので、議長を交代して、議長の職務を行います。

ただ今から、午前に引き続いて、本会議を開議いたします。

議長、欠けている理由についてですが、議長から、辞職届が出ております。



この辞職の理由については、今、事務局が朗読しますので、しばしご清聴下さい。

○議会事務局長（山内啓資君） 只見町議会副議長、酒井右一殿。只見町議会議長、齋藤邦夫。

辞職願。このたび、信を問うため、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

○1番（酒井右一君） お聞きになった理由でありますので議長が欠けております。

お諮りいたします。

今議長辞職の件を、議会日程に追加し、追加日程第1として、

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○1番（酒井右一君） なんですか。

○6番（鈴木 征君） 先ほど、事務局長から朗読ありましたように、先ほどの私が不信任案に対する議長の考えを辞職願ということで出てきたことに対しては、私はあの、不本意ながらも不信任案出しましたけれども、それを議長が、

○1番（酒井右一君） すみません。

为什么呢か。

ご質問。

○6番（鈴木 征君） 聞いてください。

出しましたけれども、私の狙いはみんなで協議したいというにも拘わらず、協議は後回しされたので不信任案を出したわけですけれども、辞表を出されたことについては、私は高く評価をし、先ほどの不信任案についての文言の取り消しをしたいと思います。言い換えれば、不信任案は取り消しをいたしますので、ご了承いただきたいなというふうに思います。

○1番（酒井右一君） 6番さんに確認いたしますが、先ほどの動議については、動議を撤回されるというご趣旨ですか。

○6番（鈴木 征君） はい、そうです。

○1番（酒井右一君） これについては、賛成者もあつての動議、議案であります。これについて、今、動議の提案者から撤回の申し出がありましたが、この動議について、動議と考えていいのでしょうか。撤回の。発言は、撤回の発言は動議というふうに考えてよろしいでしょうか。

○6番（鈴木 征君） 動議として、動議として、その議長から辞職願出たことに対しての動議なんですけれども、その理由としては、辞表を出されたことによって、私は、午前中発言した不信任案の内容を撤回させていただきたいなということでございます。

○1 番（酒井右一君） ただ今、鈴木、6 番議員から、先ほどの議案の撤回の動議が出ましたが、これについて賛成の方、いらっしゃいますか。

賛成の方、ありませんか。

〔「はい、賛成」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） 確認しますが、先ほどの議長の不信任案の動議について、撤回をする動議ですか。

○6 番（鈴木 征君） はい、そうです。

○1 番（酒井右一君） であれば、動議の優先動議となりますので、ただ今の撤回の動議を優先させていただきます。

動議、撤回にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） それでは、先ほどの議長不信任の動議は撤回されました。

でありますので、撤回であれば、議長、そのまま職務を続けるということになりますので、ただ今から、議長に入場して取り計らってまいります。

〔「辞職願だから、そうであんねえぞ」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） なるほど。

わかりました。勘違いしておりました。

それで、改めてお諮り申し上げます。

議長辞職の件をこれから協議いたします。

先ほど申し上げまして、そうした理由により、辞職願が出ましたので、これを議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加日程については、その都度配付せず、まとめて配付したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○1番（酒井右一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長辞職の件

○1番（酒井右一君） それでは、追加日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

齋藤邦夫君の議長の辞職を許可するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1番（酒井右一君） 異議なし。

異議なしと認めます。

よって、齋藤邦夫君の議長の辞職は許可されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○1番（酒井右一君） お諮りいたします。

議長不在となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序の変更をし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1番（酒井右一君） 齋藤邦夫議員が入場されますので、しばしお待ちください。

〔齋藤邦夫議員 入場〕

齋藤邦夫議員に申し上げます。

議長の辞職願は許可されました。

お諮りします。

議長選挙の日程を追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） ご異議なしと認めますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） ご異議なし。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎選挙第1号 議長の選挙について

○1 番（酒井右一君） 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙について、議題といたします。

お諮りします。

議長の選挙は無記名の投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は無記名の投票で行うことに決定いたしました。

議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場 閉鎖〕

○1 番（酒井右一君） ただ今の出席議員数は12人です。

次に、会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を指名いたします。

立会人、2番、藤田力君、3番、小沼信孝君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

しばらくお待ちください。

〔投票用紙 配付〕

○1 番（酒井右一君） 投票用紙の配付漏れはないでしょうか。

皆さん、投票用紙は手にされましたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○1 番（酒井右一君） 投票にあたり、念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

それでは、投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

投票箱を点検してください。

〔投票箱 点検〕

○1番（酒井右一君） 異常ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○1番（酒井右一君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

1番議員から順番に投票を行いますので、私が最初に投票いたします。

それでは、2番から、議席順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○1番（酒井右一君） 確認いたします。

投票漏れはありませんか。

立会人に確認しますが、異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○1番（酒井右一君） 投票漏れなし及び異常なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

藤田力君、小沼信孝君の投票の立会人をお願いいたします。

副議長も立ち会うことになっておりますので、私も立ち会うことにいたします。

〔開票〕

○1番（酒井右一君） それでは、立会人は席に戻っていただきたいと思います。

投票結果の報告をいたします。

投票総数12票。有効投票数12票。無効投票ゼロ。有効投票のうち、齋藤邦夫君、11票。中野大徳君、1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3であります。

法定得票数を満たしておりますし、立会人にお伺いいたします。

投票の効力について、ご異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 1 番（酒井右一君） したがって、齋藤邦夫君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場 開口〕

- 1 番（酒井右一君） ただ今、議長に当選されました齋藤邦夫さんが議場におられます。

会議規則第33条2項の規定によって、投票の告知をいたします。

ここで、齋藤邦夫君より発言の申し出がありますので、許可いたします。

- 1 2 番（齋藤邦夫君） それでは、一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただ今は、私の信を問うために辞表を出して、皆様にいろいろと審査をしていただきましたけれども、身に余る結果をいただきまして、大変恐縮をしております。まあ、議会改革、あるいはいろいろな面で、まだまだ未熟な私でございますけれども、皆様方のご指導・ご協力をいただきながら、只見町議会が他の議会に恥じないような、そういった議会運営に努めてまいりたいと、そのように考えておりますが、何と言いましても皆さんの協力が一番でございますので、今日、気を新たに職務に全うしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 番（酒井右一君） それでは、議長が選出されましたので、交代をいたします。

議長は議長席にお着き願います。

突然の展開で、不手際で、大変申し訳ありませんでした。

副議長の職が解かれましたので、退席します。

〔議長交代〕

- 議長（齋藤邦夫君） それでは、続いて、議事を進めてまいりたいと思いますが、ここで、常任委員会委員の選任の前に、議席の変更をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） 6 番、鈴木征君。

- 6 番（鈴木 征君） 副議長の不信任案を提出するものであります。

先ほど、午前中、議長の不信任案を出しましたけれども、様々な課題のある中で内容を申し上げましたけれども、副議長については、この不本意な議長不信任案を出させたのは、出したのは、副議長の責任がまさに半分あるということから、私は今後、副議長の下で、議会運営をできるとは察知できません。したがって、三つほど申し上げて、副議長の不信任

案を提出するものであります。発言するものであります。一つ、通年議会といいながら、町当局の議会開催を否定する議長に対して、様々、あなたは意見も挟まれながら、前回のあの22・4・6日の会議内容はまさに不適合の内容が多くありました。こういったことも大きな、副委員長として支えることがまずかったのかなと私はそう思うんで。それと、二つ目としては、議員に発言誘導をする副議長の姿を私は数回見受けました。これは議員各位、それぞれの夢あるいは志を持って一つの議席の権限を持っている人に、自分の考えを誘導したということは、まさに副議長として失格であると私はそう認識して今日までまいりました。三つ目としては、議長車の話を先ほどしましたけれども、これも今の財政状況の厳しい中で、公共施設の問題もありながら、公用車を議長車として認めて、おそらく相談はあったと思いますけれども、その辺、議長としての連携も不足して、この議長車を配車になったものと私は思います。こうした数々の議長補佐することができなかったことに対しては、議長・副議長の不信に値するという事で、口頭で不信任案を提出するものであります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、6番、鈴木征君から、副議長不信任の動議が提出されました。

この動議は他に一人以上の賛成者が必要でございますが、賛成者ございますか。

〔「賛成します」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、一人以上の賛成がございましたので、ただ今の動議は成立いたしました。

暫時、休議いたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後2時11分

〔副議長 退場〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議をいたします。

6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君） 先ほど、副議長の不信任案を申し上げましたけれども、まあ、これも、議長、同じく、議会を、これからの運営にも影響、懸念されるので、不信任案の撤回をい

たしますので、ご了承いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

- 議長（齋藤邦夫君） ただ今、6番議員から、不信任案の撤回ございましたが、そのように措置したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

- 議長（齋藤邦夫君） 副議長の酒井右一君から、信を問うため、副議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎副議長辞職の件

- 議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

酒井右一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、酒井右一君の副議長辞職は許可されました。

酒井右一君が議長に着くまで若干お待ちください。

〔酒井右一議員 入場〕



◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎副議長の選挙について

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

副議長の選挙は投票で行いたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票で行うことに決定いたしました。

副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、中野大徳君、5番、目黒仁也君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げますが、投票は単記、無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

〔なし〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中野大徳君、目黒仁也君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数 12 票。有効投票 12 票。無効投票ゼロ票。有効投票のうち

〔「議長、席さ戻すんねえのが」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 開票立会人は席に戻ってください。

有効投票のうち、中野大徳君、6 票。新國秀一君、3 票。酒井右一君、3 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

立会人に伺いますが、投票の効力にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ありません。

したがって、中野大徳君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場　開口〕

○議長（齋藤邦夫君）　ただ今、副議長に当選された中野大徳くんが議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人、発言をお願いいたします。

中野大徳君より、発言の申し出がありますので、許可いたします。

○4番（中野大徳君）　ただ今、紹介いただきました中野でございます。

誠心誠意、議長を補佐し、一生懸命に議会運営に誠心誠意捧げるつもりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、ここで常任委員会委員の選任の前に、議席の変更をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

慣例により、議長席を12番、副議長席を1番に指定し、他は抽選によって決めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

それでは、議席の順番に抽選を行います。

〔抽選〕

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、議席の朗読を事務局のほうから申し上げますので、確認をいたします。

○議会事務局長（山内啓資君）　それでは、抽選の結果を読み上げます。

2番、藤田力議員、3番、佐藤孝義議員、4番、山岸フミ子議員、5番、新國秀一議員、6番、小沼信孝議員、7番、酒井右一議員、8番、目黒仁也議員、9番、大塚純一郎議員、10番、石橋明日香議員、11番、鈴木征議員。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議規則第4条第3項の規定によって、ただ今朗読のとおり、議席を指定いたします。

所定の議席にお着き下さい。

〔議席移動〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎常任委員会委員の選任について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、各議員の希望をとりまとめまして、正副議長で調整し決定したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ただ今から、希望調書を配りますので、調書の記入欄に丸印をお願いいたします。

〔調書配付〕

○議長（齋藤邦夫君） これより、希望調書の回収を行います。

それでは、ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時54分

○議長（齋藤邦夫君） 開議いたします。

お諮りいたします。

選任第1号 常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって配付いたしました名簿のとおり、議長より指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選任第1号 常任委員会委員の選任については、配付しました名簿のとおり決定いたしました。尚、委員会条例第6条第2項の規定により、各委員会では正副委員長を互選していただき、議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時24分

○議長（齋藤邦夫君） 開議いたします。

ただ今、各常任委員会の正副委員長が互選されましたので議長より報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長、大塚純一郎議員。副委員長、石橋明日香議員。経済文教委員会委員長、目黒仁也議員。副委員長、小沼信孝議員。

以上のとおりであります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任については、各常任委員長及び正副議長に一任し、決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時40分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ただ今、選考の結果、議会運営委員会委員に選任された方を申し上げます。まず総務常任委員長、大塚純一郎君。同じく総務常任委員、新國秀一君。それから、経済常任委員長、目黒仁也君。それから、経済常任委員、藤田力君ということであります。以上4名を決定いたしました。尚、委員会では、委員会条例第6条第2項の規定により、正副委員長を互選していただき議長に報告をお願いいたします。

何か、発言のある方。

6番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 緊急動議なんですけれども、まあ、町議会としては、通年議会、そして基本条例もつくり、そして、ずっと、議会改革の名のもとに、議長を先頭にして取り組まれてまいったわけなんですけれども、私はずっと、その改革後の議会運営等について見てきましたけれども、今、別紙を配らせてもらいますが、総務厚生常任委員会あるいは経済文教常任委員会。二つしか、我が町ではないのだが、よそは三つも四つもあるけれども、よその町村の真似をしろということではないんですけれども、文書広報は常任委員会をつくるべきであろうなというふうに提案するものであります。それと、特別委員会として、議長を除く特別委員会を、エコパーク推進特別委員会。そして災害復旧促進特別委員会。あるいは高校振興対策特別委員会。これらをなんとか、今の議運のメンバーで検討をしていただきたく提案するものであります。尚、局長にお渡ししたあなを、渡していただければありがたいなというふうに思いますが、その許可をお願いいたします。

今、即、このように条例化しろというわけではございませんが、検討をされて、是非ともこれをやったら、特別委員会を三つ設けるとするのは、エコパークについては、全員で出張をするといっても、一人反対があればできませんので、議長を除く特別委員会にしておけば、議長はそれは参加できるわけですから、そういう意味で提案するものであります。

それから、災害復旧促進も、林道は補助事業が来年からずっと下がります。これらについての陳情・要望等も大変な仕事であろうなというふうに思います。

それから、高校存続対策については、今申し上げましたように、募集と、町が補助金を出

して、みんな、就職、あっちこっちさ転出してしまうようなことを、できるだけ努力をして、地元さ三人とか五人残るような振興対策に取り組んでいただきたいなということで、私の提案でございます。よろしく願いいたします。

検討してください。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、11番、鈴木議員より提案ございました。

いわゆる広報委員会の常任委員会昇格。そしてエコパークあるいは災害復旧、高校振興対策。これらについては、いわゆるその中身について、少しあの、検討してから、いわゆる正式に設置なり何なりを決めたいと、そのように思います。項目だけで委員会の設置というわけにはいきませんので、そのようにひとつ承知置きいただきたいなと、そのように思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

じゃあ、そのようにして、順次、委員会のほうで検討していただいて、成案を作っていたらと、そのようにしたいと思いますので、承知置きいただきたいと思います。

それでは、今ほど申し上げました議会運営委員会の委員長・副委員長を決定していただきたいと思います。

暫時、休議いたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後4時11分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ただ今、議会運営委員会において正副委員長が互選されましたので、議長より報告をいたします。議会運営委員会の委員長に藤田力君、副委員長に新國秀一君が決定されました。

お諮りをいたします。

日程にありませんが、監査委員が辞職されましたので、地方自治法第196条の規定により、議員1名を監査委員に推薦したいと思います。

監査委員の推薦については、議会運営委員会において推薦することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

暫時、休議いたします。

休憩 午後４時１２分

再開 午後４時１５分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ただ今、議会運営委員会から監査委員に小沼信孝君の推薦がありましたので報告をいたします。

尚、この監査委員については、当局から同意議案として議会のほうに提案されると、そのような予定になっておりますので、そのようにご承知置きいただきたいと思っております。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） それから、お諮りをいたします。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員及び南会津地方環境衛生組合議会議員が辞職されましたので、南会津地方広域市町村圏組合議会議員及び南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について、それぞれ追加日程第１、追加日程第２として、一括議題としてこの選任を各常任委員長及び正副議長に一任の上、決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

追加日程第１、追加日程第２を一括議題として、失礼いたしました。

ご異議なしと認め、追加日程第５、追加日程第６を一括議題として各常任委員長及び正副議長にこの選任を一任することに決定いたしました。

暫時、休議、お願いします。



休憩 午後4時17分

再開 午後4時51分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選任について

南会津地方環境衛生組合議会議員の選任について

○議長（齋藤邦夫君） 南会津地方広域市町村圏組合議会議員に佐藤孝義君と齋藤邦夫の2名を選任いたしました。

続いて、南会津地方環境衛生組合議会議員に酒井右一君、山岸フミ子君と、私、齋藤邦夫の3名を選任いたしました。

以上のように選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議会広報特別委員会の設置について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり、名称、目的、定数などを定めた議会広報特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

それでは、各常任委員会では委員会を開催し、議会広報特別委員会委員2名を選出の上、議長に報告をお願いいたします。

時間を延長いたします。

暫時、休議いたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時03分

○議長（齋藤邦夫君） 開議いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、各常任委員会から、特別委員会の委員の報告がありました。

総務常任委員会のほうからは、9番ですか。9番、大塚純一郎君、10番、石橋明日香さん。それから、フミ子さんのところは4番ですか。4番、山岸フミ子議員。それから6番、小沼信孝議員。

以上の4名が報告されました。

次に、議長からの2名を推薦したいと思います。

これはあの、枠は2名でございますけれども、とりあえずあの、1名を推薦したいと思います。目黒仁也議員でございます。

以上、5名の方を委員会条例第5条第4項の規定により議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました方々を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定により、正副委員長を互選していただきたいと思います。

そして、議長のほうに報告をお願いいたします。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午後5時04分

再開 午後5時19分

○議長（齋藤邦夫君） 開議いたします。

議会広報特別委員会の委員長に石橋明日香君、副委員長に小沼信孝君が互選された旨、報告がございました。

ここで、暫時、休議いたします。

当局が上がってくるまでその場でお待ちください。

休憩 午後5時20分

再開 午後5時26分

[当局 入場]

○議長（齋藤邦夫君） それでは、大変お待たせいたしました。

開議いたします。

議会の人事構成につきまして、若干、事務のほうに間に合いませんので、事務局長のほうから口頭で申し上げ、速やかに名簿を作り次第、報告させていただきますのでご了承をお願いいたします。

じゃあ、事務局長。

○議会事務局長（山内啓資君） それでは読み上げます。

議長、齋藤邦夫。副議長、中野大徳。総務厚生常任委員会、委員長、大塚純一郎。副委員長、石橋明日香。委員、鈴木征、酒井右一、新國秀一、齋藤邦夫。経済文教常任委員会、委員長、目黒仁也。副委員長、小沼信孝。委員、山岸フミ子、藤田力、佐藤孝義、中野大徳。議会運営委員会、委員長、藤田力。副委員長、新國秀一。委員、大塚純一郎、目黒仁也。議会広報特別委員会、委員長、石橋明日香。副委員長、小沼信孝。委員、山岸フミ子、大塚純一郎、目黒仁也。議会選出監査委員、小沼信孝。南会津地方広域市町村圏組合議会議員、佐

藤孝義、齋藤邦夫。南会津地方環境衛生組合議会議員、酒井右一、山岸フミ子、齋藤邦夫。  
以上であります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） それでは、お諮りをいたします。

町長より、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めことについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第7とし審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

追加議案を配付させます。

〔追加議案 配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第7、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、小沼信孝君の退場を求めます。

〔小沼信孝君 退場〕

○議長（齋藤邦夫君） 朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（目黒吉久君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。住所、只見町大字長浜字唱平13番地の1。氏名、小沼信孝。生年月日、昭和35年2月1日生まれであります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） この案件は人事案件でございますので、質疑・討論を行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決いたします。

同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後5時33分)

